



目次

知財に関する動き

特許

- 国家知識産権局による「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正に関する決定
- 国家知識産権局による『特許審査指南』の改正に関する決定

商標

- 商標分類表に「ダウンロード可能なスマートフォン用プログラム」商品項目を追加
- 国家工商総局商標局、第二陣商標受理窓口計41箇所を新たに設置

華誠ニュース

- 華誠、2017年度SSQ Thomson Reuters ALBによる上海最優秀法律事務所大賞に入選
- 華誠、「中国年度知的財産権訴訟法律事務所」として2017年Corporate INTL Global Awardsを受賞
- 華誠、中国の優秀な知的財産権事務所ランキングの上位グループに入選

公式サイト: www.watson-band.com.cn

Eメール: mailip@watson-band.com.cn

知財に関する動き ・ 特許

国家知識産権局による「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正に関する決定

国家知識産権局第75号令により、「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」(2017)の改正に関する決定は、局務会議の審議を通過した。ここに公布し、2017年4月1日から施行するものとする。

特許の質的向上を図るために、国家知識産権局は2007年に「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」(以下、「若干の規定」と称する)を打ち出し、2016年8月から「若干の規定」の改正作業を開始した。「特許出願行為の規範化に関する若干の規定草案(意見募集稿)」により、2016年12月6日から2017年1月6日まで国务院法制弁公室の「法規規則草案意見募集システム」及び国家知識産権局政府のウェブサイトで一般に意見を公募し、2017年2月8日に、国家知識産権局が改正後の「若干の規定」を正式に公布した。

下記「若干の規定」改正前後の対照表を参照してみると、改正後の「若干の規定」(75号令)には、主に2つの大きな変化があり、一つは、非正常的特許出願行為に関する内容を追加限定したこと、もう一つは、非正常的特許出願行為に対する処分措置を強化したことである。

改正前の「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」	改正後の「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」
<p>第三条 本規定に係わる非正常的特許出願行為とは、</p> <p>(一)同一の機関若しくは個人が、内容が明らかに同じである特許出願を複数件提出し、又は他人に内容が明らかに同じである特許出願を複数件提出させること、</p> <p>(二)同一の機関若しくは個人が、明らかに従来技術又は従来設計を剽窃した特許出願を複数件提出し、又は他人に明らかに従来技術又は従来設計を剽窃した特許出願を複数件提出させること、</p> <p>(三)特許代理機関が本条第(一)項又は第(二)項に記載された特許出願を代理提出すること、である。</p>	<p>第三条 本規定に係わる非正常的特許出願行為とは、</p> <p>(一)同一の機関若しくは個人が、内容が明らかに同じである特許出願を複数件提出すること、</p> <p>(二)同一の機関若しくは個人が、明らかに従来技術又は従来設計を剽窃した特許出願を複数件提出すること、</p> <p>(三)同一の機関若しくは個人が、異なる素材、成分、調合比率、部品などを簡単に置き換え、または寄せ集めた特許出願を複数件提出すること、</p> <p>(四)同一の機関若しくは個人が、実験データ又は技術効果が明らかに捏造された特許出願を複数件提出すること、</p> <p>(五)同一の機関若しくは個人が、コンピュータ技術などを利用して製品の形状、図案又は色彩を任意に生成した特許出願を複数件提出すること、</p> <p>(六)他人又は特許代理機関が、本条第(一)項乃至第(五)項に記載された特許出願を代わりに提出すること、である。</p>

改正前の「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」	改正後の「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」
<p>第四条 非正常的特許出願行為に対して、国家知識産権局は、特許法及びその実施細則の規定により提出された特許出願を処分する以外に、情状の程度によって下記の処分措置を取ることができる。</p> <p>(一)特許に係わる費用を軽減又は延期納付しないものとし、既に軽減又は延期納付された部分については、全部または部分的に追徴するものとする。</p> <p>(二)国家知識産権局政府のウェブサイト及び「中国知識産権新聞」で通報すること。</p> <p>(三)国家知識産権局の特許出願件数の統計において、非正常的特許出願の件数を差し引くこと。</p> <p>(四)各地政府にて特許事業を管理する部門に経済的援助、または奨励を行わないよう提案し、既に援助または奨励された部分については、全部または一部を返却するものとすることを提案する。</p> <p>(五)全国特許代理人協会が非正常的特許出願行為に関与した特許代理機関及び特許代理人に対してこの業界での自律措置を取るよう提案し、必要であれば、特許代理懲戒委員会が「特許代理懲戒規則(暫定試行)」の規定により、相応の懲戒を行うよう提案する。</p> <p>(六)非正常的特許出願行為を通じて経済的援助又は奨励を詐取した場合、情状が重大で犯罪に該当する場合には、法により関連機関に移送してその刑事責任を追求するものとする。</p>	<p>第四条 非正常的特許出願行為に対して、国家知識財産権局は特許法及びその実施細則の規定により提出された特許出願を処分する以外に、経緯の程度によって下記の処分措置を取ることができる。</p> <p>(一)特許に係わる費用を軽減しないものとし、既に軽減された部分については、既に軽減された費用を追納しなければならず、情状が重大である場合、本年から五年以内は、特許に係わる費用を軽減しないものとする。</p> <p>(二)国家知識産権局政府のウェブサイト及び「中国知識産権新聞」で通報するとともに、全国信用情報共有プラットフォームに組み入れること。</p> <p>(三)国家知識産権局の特許出願件数の統計において、非正常的特許出願の件数を差し引くこと。</p> <p>(四)各地知識産権局が経済的援助、または奨励を行わないよう提案し、既に援助または奨励された部分については、全部または一部を返却し、情状が重大である場合には、本年度から五年以内は、経済的援助又は奨励を行わないものとする。</p> <p>(五)全国特許代理人協会が非正常的特許出願行為に関与した特許代理機関及び特許代理人に対してこの業界での自律措置を取るよう提案し、必要であれば、特許代理懲戒委員会が「特許代理懲戒規則(暫定試行)」の規定により相応の懲戒を行うものとする。</p> <p>(六)非正常的特許出願行為を通じて経済的援助又は奨励を詐取した場合、情状が重大で犯罪に該当する場合には、法により関連機関に移送してその刑事責任を追求するものとする。</p>
<p>第六条 各地政府にて特許事業を管理する部門は、公衆及び特許代理機関が法により特許出願を提出するよう導かなければならない。</p> <p>特許事務所は、非正常的特許出願行為を発見した場合、遅滞なく国家知識産権局に報告しなければならない。</p>	<p>第六条 各地知識産権局は、公衆及び特許代理機関が法により特許出願を提出するよう導かなければならない。</p> <p>特許事務所は、非正常的特許出願行為を発見した場合、遅滞なく国家知識産権局に報告しなければならない。</p>

国家知識産権局による『特許審査指南』の改正に関する決定

国家知識産権局第74号局令により、『特許審査指南』の改正に関する決定は採択され、国家知識産権局局長申長雨によって署名、公布されており、2017年4月1日から施行される。

国家知識産権局は2015年年末に『指南』の改正作業組を発足した。2016年9月に当該作業組は『特許審査指南改正草案(審議稿)』を完成し、かつ国家知識産権局条法司に審査提出した。2015年10月から2017年1月まで、『特許審査指南改正草案(意見募集稿)』にて一般に意見を公募していた。今年2月に「国家知識産権局による『特許審査指南』の改正に関する決定」は採択され、2017年4月1日から、新たに改正した『特許審査指南』を施行することとした。

この決定では、『特許審査指南(意見募集稿)』の下記2つの内容が改正された。

『特許審査指南』の改正に関する決定 (意見募集稿)	『特許審査指南』の改正に関する決定
第五部分第四章第5.2節に関する改正 (3) 公告を経て特許権を付与された特許出願の包袋については、次のものを閲覧、複製することができる。出願書類、出願と直接関連する手続上の書類、発明特許出願公報、発明特許・実用新案特許・意匠特許の特許公報、特許登記簿、特許権評価報告、及び結審された各審査手続(方式審査、実体審査、不服審判、無効宣告等を含む)中で、特許局、特許復審委員会が出願人又は関連当事者に発行した通知書、検索報告書及び決定書、出願人又は関連当事者の通知書に対する応答意見の本文。	第五部分第四章第5.2節に関する改正 (3) 公告を経て特許権を付与された特許出願の包袋については、次のものを閲覧、複製することができる。出願書類、 優先権書類 、出願と直接関連する手続上の書類、発明特許出願公報、発明特許・実用新案特許・意匠特許の特許公報、特許登記簿、特許権評価報告、及び結審された各審査手続(方式審査、実体審査、不服審判と無効宣告等を含む)中で、特許局、特許復審委員会が出願人又は関連当事者に発行した通知書、検索報告書及び決定書、出願人又は関連当事者の通知書に対する応答意見。
第五部分第七章第7.5.2節 草案では修正されていない。	第五部分第七章第7.5.2節 『特許審査指南』第五部分第七章第7.5.2節の「中止期限は6ヶ月とする」を「中止期限は民事裁定書及び執行協力通知書に明記される財産保全期限とする」に改正した。

新『特許審査指南』における6つの重要な改正箇所

一、ビジネスモデルに関する特許出願

改正後の『指南』では、ビジネスモデルに関する請求項であっても、ビジネスの法則及び方法の内容が含まれていて、技術的特徴も含まれている場合、その特許権を得られる可能性を特許法第25条を根拠に排除してはならないと明定されている。

二、コンピュータプログラム発明に関する特許出願

1.改正後の『指南』では、「コンピュータプログラムそれ自体」が「コンピュータプログラムに関する発明」とは異なることがさらに明確にされ、「媒体+コンピュータプログラムのフロー」の形式で請求項を記載することが認められている。

2.改正後の『指南』では、装置の請求項の構成部分に「コンピュータプログラム」が含まれてもよいことが明確にされている。

三、化学分野の発明に関する特許出願は、実験データの補充が可能

改正後の『指南』では、3.5節「実験データの補充について」が新たに追加され、「出願日の後に補充で提出された実験データについて、審査官は、審査をしなければならない。補充された実験データにより証明される技術的効果は、属する技術分野の技術者が特許出願に開示されている内容から得ることのできるものでなければならない」と明定されている。

四、無効宣告の審査過程に、改正された方法を新たに追加

1.改正後の『指南』では、特許書類の補正方法が適度に緩和されており、他の請求項に記載されている1つ又は複数の技術的特徴を請求項に追加して保護範囲を縮小することと、特許請求の範囲の中の明白な錯誤を訂正することが認められている。

2.改正後の『指南』では、「特許権者が削除以外の方法で訂正した請求項について」請求人が無効理由を追加するときは、「訂正された内容について」だけでなければならないことが明確にされている。

五、公衆による縦覧と謄写が認められる内容

改正後の『指南』では、既に出願公開はされているが公告を経て特許権を付与されていない発明特許出願の包袋について、公衆による縦覧と謄写が認められる内容が追加されている。公衆が縦覧、謄写することのできる範囲が実体審査手続まで拡大され、出願人に発送された通知書、検索報告書及び決定書も含まれている。既に公告を経て特許権を付与された特許出願の包袋については、出願時の「優先権書類」、特許局により作成された「検索報告書」の縦覧と謄写が可能な範囲が、応答意見の本文から補正書類にまで拡大されている。

六、期間、権利の回復、中断について

改正後の『指南』では、人民法院が特許局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中断手続を執行する場合、特許局は、民事裁定書及び執行協力通知書に明記されている財産保全期間に従って関連手続を中断しなければならない。中断期間が満了した後、人民法院が引き続き財産保全措置を講じるよう要請する場合には、保全を継続する旨の執行協力通知書を中断期間が満了する前に特許局に送達しなければならない。審査の結果、適法な場合には、中断期限を延長する。同時に、無効審判手続及び待機保全に関わる中断期間も規律される。

(データはSIPOの公式サイトより)

商標分類表に「ダウンロード可能なスマートフォン用プログラム」 商品項目を追加

2017年1月1日に正式に発効した『類似商品及び役務区分表』の商品及び役務の項目には、「人工知能搭載の人型ロボット」、「顔識別装置」、「VRヘッドセット」、「車両共有サービス」及び「ダウンロード可能なスマートフォン用プログラム」などが新たに追加されている。

(データは商標局の公式サイトより)

中国国家工商総局商標局、第二陣商標受理窓口計41箇所を新たに設置

中国国家商標局により新たに公布された『地域工商・市場監理機関に商標登録出願の受理を委託する暫定規定』によると、中国各地に計41の商標受理窓口を新たに設置し、2017年3月1日から正式に商標出願の受理を開始し、商標登録出願の受理教務を展開するという。上海市に新たに設置された商標出願受理窓口の設置場所は、以下の通りとなっている。

上海市徐匯区南寧路969号1号棟1階Bホール 電話番号:021-24092222

(データは工商総局の公式サイトより)

華誠、2017年度SSQ Thomson Reuters ALBによる 上海最優秀法律事務所大賞に入選

2016年12月27日に発表された第14回SSQ Thomson Reuters ALB年度ノミネートにおいて、当事務所は、年度最優秀上海法律事務所大賞に入選した。今年度のALB中国法律大賞は、2017年4月20日に北京で発表される予定で、選考には、2016年度の中国トップ法律事務所及び企業法務チーム、並びに最も優秀な弁護士らが収めた優秀な成績を考慮に入れるという。今回の受賞は、中国各業界のCEO、銀行家、司法機関の法律専門家、国内企業、多国籍企業、法律事務所、並びに学術界からの注目を浴びている。

(データはALB公式サイトより)

華誠、「中国年度知的財産権訴訟法律事務所」として 2017年Corporate INTL Global Awards を受賞

先ごろ、当事務所は、英国『Corporate INTL Magazine』による「Corporate INTL Global Awards」を受賞し、「中国年度知的財産権訴訟法律事務所 (IP Litigation Law Firm of the Year in China)」に選ばれた。

『Corporate INTL』は、英国の有名なビジネス向け法律雑誌として、長年ビジネスリーダー並びに金融コンサルティング業界に先端の業界情報を届けてきた。2008年の初開催以来、「Corporate INTL Global Awards」は、受賞候補の選考において、専門性のみならず、各事務所のサービス品質及び顧客からの評価も考慮に入れ、最終的に本年度の「中国年度知的財産権訴訟法律事務所」を選出するという。

華誠、中国優秀知的財産権事務所ランキングの上位グループに入選

注目を浴びていた2017年度のLegal 500(アジア太平洋地域)ランキングが発表され、当事務所は、中国優秀知的財産権事務所として、ランキングの上位グループに入選した。今回のランキングは、独占禁止法・不正競争防止法、銀行・金融、資本市場、企業M&A、紛争解決、労働法、知的財産権、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタル、プロジェクト及びエネルギー、不動産及び建築工事、海商・海事、TMT、税務、WTO・国際貿易など、計14の業務分野を網羅しており、うち、外資系事務所のみを対象とするプライベートエクイティ及びベンチャーキャピタル分野のランキングを除いて、中国系事務所は13の業務分野にランクイン可能となっている。

(データは Legal 500 の公式サイトより)